

委員を募集します

「第ⅠⅠ期 静岡市市民自治推進審議会」

静岡市は、平成17年4月に、まちづくりの“憲法”である「静岡市自治基本条例」を制定しました。この条例は、住民自治のあり方やまちづくりの方向性を定めたもので、静岡市のあらゆる事業は、この条例の目的や基本理念のもとに実施されています。

平成19年4月には、この条例が掲げる市民自治によるまちづくりを実現するために、皆さんの声を市の事業に反映する具体的な方法などを定めた「静岡市市民参画の推進に関する条例」を制定しました。

これらの条例をもとに、適切なまちづくりの推進を図るため、「静岡市自治基本条例」に基づき設置する「静岡市市民自治推進審議会」の委員を公募します。

まちづくりのために行動する皆さんのちからが必要です。是非、この審議会に参加し、市民の立場を代表する方として幅広いご意見をお聞かせください。

- 活動内容 市民参画に関する状況報告やまちづくりの重要事項について協議を行います。会議は年1回程度、1回あたり1時間30分程度です。

＜参考：令和6～7年度の主な審議内容＞
 - ・市民参画手続の実施状況等について
 - ・市政変革研究会「市民の声を聴くシステム分科会」について 等
- 開催日時 委員間による日程調整のうえ、決定します。
※主に平日昼間を予定しています。
- 委員構成 学識経験者、公募による市民など 計10名 （うち公募委員 2名）
- 任期 令和8（2026）年4月1日から令和10（2028）年3月31日までの2年間
- 報酬 出席1回につき 11,500円
※実際にお支払いする報酬は、11,500円から所得税等の源泉徴収分を差し引いた金額となります。
※公共交通機関をご利用の場合は、交通費を別途実費支給します。

応募要領は裏面！

応募要領

- 応募資格 次の(1)から(3)までのすべてに該当する方
(1) 静岡市内に居住、通勤・通学する18歳以上の方
(2) 静岡市の附属機関等の委員を2機関以上兼ねていない方
(3) 静岡市の職員または市議会議員でない方

- 募集人数 2名

- 応募方法 指定の「申込書」に必要事項を記入し、「小論文」を添えて、
以下のいずれかの方法でご提出ください。

①下記申し込み専用フォーム



②下記担当課へ直接持参、または郵送

＜担当課（応募先）＞

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号 新館12階

静岡市役所企画課 広域行政係

- 申込書 申込書は、静岡市役所企画課（静岡庁舎12階）などにあります。
また、静岡市ホームページからもダウンロードできます。

- 小論文 テーマ
「静岡市のまちづくりに多様な市民が参加するために必要なこと」
(800字程度)

※ 様式は問いません。

※ ご提出いただいた小論文は、返却しませんのでご了承ください。

- 応募期限 **令和8年1月9日（金）必着**

- 選考方法 書類選考及び面接
※面接は令和8年2月上旬を予定しています。
詳細は、対象者に対して個別にお知らせします。

- 結果通知 面接後、可否にかかわらず、申込書に記載の住所あてに結果を通知します。

- その他 ご提供いただいた個人情報 は 厳重に管理し、委員の選考以外の目的では
利用いたしません。

【問い合わせ】

静岡市役所 企画課 広域行政係

〔TEL〕 054-221-1287

〔FAX〕 054-221-1295

〔E-mail〕 kikaku@city.shizuoka.lg.jp